のとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成11年度から平成28年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成11年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成11年度から平成28年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成14年度から平成28年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

W_{19} ＝ 0.066

W_{20} ＝ 0.066
W_{21} ＝ 0.065
W_{22} ＝ 0.045
W_{23} ＝ 0.044
W_{24} ＝ 0.044
W_{25} ＝ 0.044
W_{26} ＝ 0.003

W_{27} ＝ 0.001
W_{28} ＝ 0.0010

X_n　平成n年度において発行について許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成9年度から平成13年度までの各年度において財源対策のため発行について許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

Y_9 ＝ 0.020

Y_{10} ＝ 0.022
Y_{11} ＝ 0.021
Y_{12} ＝ 0.019
Y_{13} ＝ 0.016

して総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成11年度から平成27年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成11年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から平成27年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成11年度から平成27年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成14年度から平成27年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

W_{18} ＝ 0.067
W_{19} ＝ 0.066

W_{20} ＝ 0.066
W_{21} ＝ 0.065
W_{22} ＝ 0.045
W_{23} ＝ 0.044
W_{24} ＝ 0.044
W_{25} ＝ 0.004
W_{26} ＝ 0.003

W_{27} ＝ 0.001

X_n　平成n年度において発行について許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成8年度から平成13年度までの各年度において財源対策のため発行について許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

Y_8 ＝ 0.019
Y_9 ＝ 0.019

Y_{10} ＝ 0.022
Y_{11} ＝ 0.021
Y_{12} ＝ 0.019
Y_{13} ＝ 0.025